

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年5月14日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

- 1 監査対象部課等 病院局
事務部、石巻市立病院、石巻市立雄勝病院及び石巻市立牡鹿病院
- 2 監査対象範囲 平成24年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営（平成25年2月28日現在）
- 3 監査期間 平成25年4月8日から同年5月14日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成24年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内 容
病院局 病院管理課	支出一般	<p>1 不適正な支出について</p> <p>単価契約に基づく検査業務委託料及び医薬品購入代金の支払において、請求単価が契約単価と異なるにもかかわらず、支払が行われていた。</p> <p>これは、請求書の内容が適正であるかどうかの確認を怠ったことが原因であるが、請求書を受領した際は、必ず請求内容を確認し、適正な支出を行われたい。</p>
病院局 石巻市立 牡鹿病院	収入事務	<p>未収金に係る事務において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、確実な未収金管理及び収納率向上の観点から、適正に処理されたい。</p> <p>また、未収金に係る事務処理が病院間で統一されていないので、病院間の連携を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(1) 診療費等の納期限について</p> <p>診療後、一部負担金を窓口で支払できなかった患者に対する納入に関する告知を口頭のみで対応していたが、納期限については、その後の督促に特別な意味を持つので、納期限を明確に示した上で文書により納入の通知を行うこと。</p> <p>(2) 督促の方法について</p> <p>未納者に対しては、再度来院した際や電話で随時、納入の催促をしているとのことであったが、文書での督促はしていなかった。</p> <p>診療料金は私債権であり、地方自治法上、督促を文書で行うことが明文化された規定はないが、時効中断の効力を有するなど法的に重要な意味を持つものであり、後日の紛争を避けるためにも、納期限を定めて必ず文書で督促を行うこと。</p> <p>(3) 処理経過の記録について</p> <p>未納者に対して電話等により納入の催促を行った場合、その記録を月日程度のメモで残しているとのことであったが、未納者の住所や電話番号、電話催促を行</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>った日時、担当者名や内容等を記入するなど、処理経過を記録する台帳を備えておく必要がある。</p> <p>(4) 過年度未収金（平成 23 年度分）について 平成 23 年度に収入した B 型肝炎予防接種委託料 103,299 円について、調定が二重に起票されており、未収金の実態より多く計上されていたので、関係書類の精査・整理を行い、適正な事務処理及び適切な未収金の管理を行うこと。</p>
	契約事務	<p>1 不適正な見積合わせについて 自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、一方の業者は、見積金額が前金払を条件として 5%割引している旨を記載した見積書を、もう一方の業者は、見積金額が前金払を条件としている旨を記載した見積書を提出し、その結果、前者が最低価格者となり、同業者と前金払を条件に契約を締結していた。</p> <p>本件においては、偶然にも両者が前金払を前提に見積書を提出し、結果としては、公平性が保たれたことになったのかもしれないが、仕様書等であらかじめ示していない条件も考慮し最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平な見積合わせになった可能性がある極めて不適切な事務であったといわざるを得ない。</p> <p>よって、仕様書等において示す条件について精査されるとともに、公平かつ適正な見積合わせの確保について十分留意されるよう求めるものである。</p>
	財産管理事務	<p>1 行政財産目的外使用料算定誤りについて 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料について、使用面積が 0.75㎡であるにもかかわらず、0.72㎡として使用料を算出し、過少に徴収していた。</p> <p>これは、算定の際に、前年度までに設置されていた自動販売機の面積を用いたことが誤りの原因であるが、申請内容と算定式との照合を行い、適正な使用料を算出されたい。</p>